

第 8 章 政策評価 190

1. 政策評価について 190

2. 独立行政法人について 190

第8章 政策評価

1. 政策評価について

2002 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、経済産業省政策評価基本計画を策定し、政策評価を実施している。2013 年度においては、2011 年度に策定した経済産業省政策評価基本計画に基づいて、以下の政策について評価を実施の上、評価書の公表を行った。また、2014 年 3 月に経済産業省政策評価基本計画の改定を行った。

(1) 事前評価

- ① 租税特別措置等に係る施策
- ② 規制の新設又は改廃に係る施策
- ③ 研究開発事業
- ④ 工業用水道事業

(2) 事後評価

- ① 経済産業省政策評価基本計画に定める以下の 5 政策分野について 2012 年度に実施した施策
 - ・ 経済成長
 - ・ 対外経済
 - ・ エネルギー・環境
 - ・ 取引・経営の安心
 - ・ 生命・身体の安全
- ② 工業用水道事業

2. 独立行政法人について

2. 1. 所管独立行政法人に関する動き

2013年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応した法人のマネジメントを行うため、「中期目標管理法」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の3つの法人分類が設けられた。経済産業省所管の法人では、「国立研究開発法人」として産業技術総合研究所と新エネルギー・産業総合開発機構の2法人が、「行政執行法人」として製品評価技術基盤機構の1法人が指定され、それ以外の法人は「中期目標管理法」として指定された。また、中期目標管理法として指定された日本貿易保険は特殊会社に移行することが決定した。

2. 2. 独立行政法人評価

独立行政法人制度では、各府省に設置された独立行政法人評価委員会が客観的・専門的な見地から業務実績に関して評価を行い、その結果を独立行政法人に通知することとされている。経済産業省においても、独立行政法人評価委員会を設置し、各事業年度終了後、各法人の中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を実施している。経済産業省独立行政法人評価委員会は、「経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価の基本方針」に従って、以下の事項に留意して所管法人の業務実績評価を行っている。

- ・ 法人の実施している業務と国の政策の方向性との整合性。
- ・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上。
- ・ 法人の行う事務・事業の効率的かつ効果の実施。

2013 年度における経済産業省独立行政法人評価委員会の開催実績及び各法人の 2012 年度の業務実績評価は次のとおり

である。

<委員会開催実績（主な議題）>

○第 64 回：2013 年 7 月 25 日 経済産業省所管独立行政法人の業務実績評価について

○第 65 回：2013 年 8 月 19 日 中間目標期間終了時における組織・業務の見直し当初案について（中小企業基盤整備機構）

○第 66 回：2013 年 12 月 18 日 中間目標期間終了時における組織・業務の見直しについて（同上）

○第 67 回：2014 年 2 月 21 日 次期中期目標及び次期中期計画について（同上）

<評価結果>

○経済産業研究所 : A

○工業所有権情報・研修館 : A

○日本貿易保険 : A

○産業技術総合研究所 : A

○製品評価技術基盤機構 : A

○日本貿易振興機構 : A

○新エネルギー・産業技術総合開発機構 : A

○情報処理推進機構 : A

○石油天然ガス・金属鉱物資源機構 : A

○中小企業基盤整備機構 : A

（AA、A、B、C、Dの五段階評価）